

○ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府令第三号）
総務省令第三号

改正案	現行
（郵便貯金銀行の業務の制限） 第二条 法第百十条第一項第四号ロに規定する内閣府令・総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 国債証券等（法第百十条第二項に規定する国債証券等をいい、同条第四項の規定により有価証券とみなされる当該有価証券に表示されるべき権利を含む。以下同じ。）に係る有価証券の募集（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。以下同じ。）の取扱い 二 国債証券等に係る有価証券の買取り（郵便貯金銀行又は法第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社（次項第二号及び次条第一項第七号において「旧公社」という。）における有価証券の募集の取扱いにより国債証券等を取得した者若しくはその相続人その他の一般承継人又は加入者（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第三項に規定する加入者をいう。次項第二号において同じ。）からの買取りに限る。） 三 国債証券等に係る有価証券の元引受け（金融商品取引法第二十八條第七項に規定する有価証券の元引受けをいう。） 2 法第百十条第一項第四号ハに規定する内閣府令・総務省令で定め	（郵便貯金銀行の業務の制限） 第二条 法第百十条第一項第四号ロに規定する内閣府令・総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 国債証券等（法第九十九条第五項に規定する国債証券等をいい、同条第六項の規定により有価証券とみなされる当該有価証券に表示されるべき権利を含む。以下同じ。）に係る有価証券の募集（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。以下同じ。）の取扱い 二 国債証券等に係る有価証券の買取り（郵便貯金銀行又は法第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社（次項第二号及び次条第一項第九号において「旧公社」という。）における有価証券の募集の取扱いにより国債証券等を取得した者若しくはその相続人その他の一般承継人又は加入者（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第三項に規定する加入者をいう。次項第二号において同じ。）からの買取りに限る。） 三 国債証券等に係る有価証券の元引受け（証券取引法第二十九条第三項に規定する有価証券の元引受けをいう。） 2 法第百十条第一項第四号ハに規定する内閣府令・総務省令で定め

る行為は、次に掲げる行為とする。

一 証券投資信託受益証券（法第百十条第三項に規定する証券投資信託受益証券をいい、同条第四項の規定により有価証券とみなされる当該有価証券に表示されるべき権利を含む。以下同じ。）に係る有価証券の募集の取扱い

二（略）

第三条 法第百十条第一項第六号に規定する内閣府令・総務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第二号に規定する有価証券の売買（有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。次号において同じ。）に該当するものを除き、投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為（同法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう。次号において同じ。）に限る。）（投資の目的をもってする次に掲げる有価証券（第二号ロ、ハ及び第四号ニ(1)において「特定有価証券」という。の売買（発行者（同法第二条第五項に規定する発行者をいう。第十六条第一項第一号において同じ。）からの購入については、イ、ロ、ハ（勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第四十条第二号に規定する雇用・能力開発債券等に限る。）及びへに掲げる有価証券を購入する場合に限り、選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有す

る行為は、次に掲げる行為とする。

一 証券投資信託受益証券（法第百十条第二項に規定する証券投資信託受益証券をいい、同条第三項の規定により有価証券とみなされる当該有価証券に表示されるべき権利を含む。以下同じ。）に係る有価証券の募集の取扱い

二（略）

第三条 法第百十条第一項第六号に規定する内閣府令・総務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第二号に規定する有価証券の売買（投資の目的をもってするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）（投資の目的をもってする次に掲げる有価証券（第六号ニ(1)において「特定有価証券」という。）の売買（発行者からの購入については、イ、ロ、ハ（勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第四十条第二号に規定する雇用・能力開発債券等に限る。）及びへに掲げる有価証券を購入する場合に限る。）を除く。）

る債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合にあつては、当該売買の契約が解除される取引をいう。第四号ニ(1)及び第十六条第一項第一号において同じ。)については、外国で行われる売買取引に係るものを除く。)を除く。)

イ 金融商品取引法第二条第一項第一号に掲げる国債証券

ロ 金融商品取引法第二条第二号に掲げる地方債証券

ハ 金融商品取引法第二条第三号に掲げる特別の法律により法人の発行する債券(ニ及び同項第十一号に掲げるものを除く。)(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの又は次に掲げる法人の発行するものに限る。)

(1・(2) (略)

(3) 銀行(銀行法第二条第一項に規定する銀行及び長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行をいう。)、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会(第三号、第四号ニ(1)及び第十六条第一項第六号において「銀行等」という。)

ニ 金融商品取引法第二条第四号に掲げる特定社債券

ホ 金融商品取引法第二条第五号に掲げる社債券

ヘ 金融商品取引法第二条第一項第十二号に掲げる貸付信託の受益証券

イ 証券取引法第二条第一項第一号に掲げる国債証券(同法第八条の二第三項の規定により国債証券とみなされる標準物を含む。)

ロ 証券取引法第二条第二号に掲げる地方債証券

ハ 証券取引法第二条第三号に掲げる特別の法律により法人の発行する債券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの又は次に掲げる法人の発行するものに限る。)

(1・(2) (略)

(3) 銀行(銀行法第二条第一項に規定する銀行及び長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行をいう。)、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会(第五号、第六号ニ(1)及び第十六条第一項第六号において「銀行等」という。)

ニ 証券取引法第二条第三号の二に掲げる特定社債券

ホ 証券取引法第二条第四号に掲げる社債券

ヘ 証券取引法第二条第一項第七号の三に掲げる貸付信託の受益証券

ト 金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（次に掲げる有価証券に限る。）

(1) 金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号に掲げるものの性質を有する有価証券

(2) 金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第二号に掲げるものの性質を有する有価証券

(3) ～ (5) (略)

(6) 金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。）に上場されている株式又は債券の発行人の発行する債券（(4)及び(5)に該当するものを除く。）

二 銀行法第十条第二項第二号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）（投資の目的をもってする次に掲げる取引（第四号ニ(1)及び第十六条第一項第八号において「特定有価証券関連デリバティブ取引」という。）を除く。）

イ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号イに規定する取引（前号イ及びト(1)に掲げる有価証券に係る同法第二条第二十四項第五号に掲げる標準物（ロにおいて「特定標準物」という。）に係る取引に限る。）

ロ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号ハに規定する取引（

ト 証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（次に掲げる有価証券に限る。）

(1) 外国国債証券（証券取引法第六十五条第二項第三号に規定する外国国債証券をいい、同法第百八条の二第三項の規定により外国国債証券とみなされる標準物を含む。）

(2) 外国地方債証券（外国の地方公共団体の発行する証券で証券取引法第二条第一項第二号の性質を有するものをいう。）

(3) ～ (5) (略)

(6) 証券取引所（外国の証券取引所を含む。）に上場されている株式又は債券の発行人の発行する債券（(4)及び(5)に該当するものを除く。）

二 銀行法第十条第二項第二号に規定する有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除き、投資の目的をもってするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）（債券の売買取引において、当事者の一方が受渡日を指定できる権利であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買取引の契約が解除されるもの（外国で行われる売買取引に係るものを除く。）の取得又は付与のうち、投資の目的をもってするもの（第六号ニ(1)及び第十六条第一項第八号において「特定有価証券店頭デリバティブ取引」という。）を除く。）

特定有価証券の売買に係る取引及び特定標準物に係る取引に限る。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第四号イに規定する取引（特定有価証券に係る取引に限る。）

（削る）

（削る）

三 銀行法第十条第二項第三号に掲げる業務（次に掲げる有価証券の銀行等、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）又は同法第二条第三十項に規定する証券金融会社に対する貸付け（次号ニ(1)及び第十六条第一項第五号において「有価証券の特定貸付け」という。）を除く。）

三 銀行法第十条第二項第二号に規定する有価証券指数等先物取引及び外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）

四 銀行法第十条第二項第二号に規定する有価証券オプション取引（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）（証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（証券取引法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を含む。）の売買取引を成立させることができる権利の取得又は付与のうち、投資の目的をもつてするもの（第六号ニ(1)及び第十六条第一項第八号において「特定有価証券オプション取引」という。）を除く。）

五 銀行法第十条第二項第三号に掲げる業務（次に掲げる有価証券の銀行等、証券取引法第二条第九項に規定する証券会社、同条第三十二項に規定する証券金融会社又は外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社に対する貸付け（次号ニ(1)及び第十六条第一項第五号において「有価証券の特定貸付け」という。）を除く。）

イ 第一号イに掲げる有価証券

ロ、ニ (略)

ホ 第一号トに掲げる有価証券

四 銀行法第十条第二項第五号に掲げる業務（次に掲げるもの（投資の目的をもつてするものに限る。）を除く。）

イ・ロ (略)

ハ 第九号イ、ロ及びハに掲げる取引に係る権利を表示する証券又は証券の取得又は譲渡

ニ 信託の受益権（郵便貯金銀行が保有する資産の信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。第十六条第一項第七号において同じ。）又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた同項に規定する金融機関をいう。第十六条第一項第七号において同じ。）への信託に係るものに限る。）の取得。ただし、運用方法を特定する信託の受益権を取得する場合にあつては、次に掲げる方法により運用する信託に係るものに限る。

(1) 特定有価証券の売買（選択権付債券売買については、外国で行われる売買取引に係るものを除く。）、特定有価証券関連デリバティブ取引、有価証券の特定貸付け、イからハまで

イ 第一号イに掲げる有価証券（証券取引法第百八条の二第三項の規定により国債証券とみなされる標準物を除く。）

ロ、ニ (略)

ホ 第一号トに掲げる有価証券（証券取引法第百八条の二第三項の規定により外国国債証券とみなされる標準物を除く。）

六 銀行法第十条第二項第五号に掲げる業務（次に掲げるもの（投資の目的をもつてするものに限る。）を除く。）

イ・ロ (略)

ハ 第十一号イ及びロに掲げる取引に係る権利を表示する証券又は証券の取得又は譲渡

ニ 信託の受益権（郵便貯金銀行が保有する資産の信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。第十六条第一項第七号において同じ。）又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた同項に規定する金融機関をいう。第十六条第一項第七号において同じ。）への信託に係るものに限る。）の取得。ただし、運用方法を特定する信託の受益権を取得する場合にあつては、次に掲げる方法により運用する信託に係るものに限る。

(1) 特定有価証券の売買、特定有価証券店頭デリバティブ取引、特定有価証券オプション取引、有価証券の特定貸付け、イからハまでに掲げる金銭債権の取得又は譲渡、次号に規定す

に掲げる金銭債権の取得又は譲渡、次号に規定する特定短期社債等の取得又は譲渡、第九号に規定する特定デリバティブ取引、コール資金の貸付け又は銀行等への預金

(2) 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）との投資一任契約（同条第八項第十二号に規定する投資一任契約をいい、同条第十一号号に規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものに限る。）の締結

五 銀行法第十条第二項第五号の三に掲げる業務（投資の目的をもつてする特定短期社債等（同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げるもの（同項第八号に掲げるものにあつては、第一号ト(2)から(6)までに掲げるものに該当するものに限る。）をいう。）の取得又は譲渡を除く。）

六 銀行法第十条第二項第八号に掲げる業務（次に掲げるものを除く。）

イ 株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて行う小口教育資金（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第二号の下欄に規定する小口教育資金をいう。）の貸付けの申込みの受理及び当該小口教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務

ロ（略）

七・八（略）

る特定短期社債等の取得又は譲渡、第十一号に規定する特定金融等デリバティブ取引、コール資金の貸付け又は銀行等への預金

(2) 投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者をいう。）との投資一任契約（同条第四項に規定する契約をいい、同項に規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものに限る。）の締結

七 銀行法第十条第二項第五号の三に掲げる業務（特定短期社債等（投資の目的をもつてする同条第三項各号に掲げるもの（同項第七号に掲げるものにあつては、第一号ト(2)から(6)までに掲げるものに該当するものに限る。）をいう。）の取得又は譲渡を除く。）

八 銀行法第十条第二項第八号に掲げる業務（次に掲げるものを除く。）

イ 国民生活金融公庫の委託を受けて行う小口教育資金（国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条第二号に規定する小口教育資金をいう。）の貸付けの申込みの受理及び当該小口教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務

ロ（略）

九・十（略）

- 九 銀行法第十条第二項第十二号に掲げる業務（特定デリバティブ取引（投資の目的をもってする次に掲げるものをいう。）を除く。）。
- イ 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる取引（外国通貨をもって表示される支払手段の売買に係る取引に限る。）
- ロ 金融商品取引法第二十二条第一号に掲げる取引（外国通貨をもって表示される支払手段に係る取引に限る。）
- ハ 金融商品取引法第二十二条第三号に掲げる取引（外国通貨をもって表示される支払手段の売買に係る取引に限る。）

十 銀行法第十条第二項第十四号に掲げる業務

十一 (略)

2 (略)

(郵便保険会社の資産の運用の方法)

第十六条 法第百三十八条第二項第六号に規定する内閣府令・総務省

十一 銀行法第十条第二項第十四号に掲げる業務（特定金融等デリバティブ取引（投資の目的をもってする次に掲げるものをいう。）を除く。）

イ 先物外国為替（外国通貨をもって表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（次に掲げる取引に該当するものを除く。）の対象となるものをいう。）の売買

(1) 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第二項に規定する取引所金融先物取引（同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。）

(2) 金融先物取引法第二条第三項に規定する海外金融先物市場において行われる(1)に掲げる取引と類似の取引

ロ 通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもって表示される支払手段の売買取引（イ(1)及び(2)に掲げる取引に該当するものを除く。）を成立させることができる権利をいう。）の取得又は付与

(新設)

十二 (略)

2 (略)

(郵便保険会社の資産の運用の方法)

第十六条 法第百三十八条第二項第六号に規定する内閣府令・総務省

令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第四十七条第一号に掲げる方法のうち、第三条第一項第一号イからトまでに掲げる有価証券の取得（発行者からの購入については、同号イ、ロ、ハ（勤労者財産形成促進法施行令第四十条第二号に規定する雇用・能力開発債券等に限る。）及びへに掲げる有価証券を購入する場合に限り、選択権付債券売買については、外国で行われる売買取引に係るものを除く。）

二・三（略）

四 保険業法施行規則第四十七条第三号の二に掲げる方法のうち、保険業法第九十八条第六項各号に掲げるもの（同項第八号に掲げるものにあつては、第三条第一項第一号ト(2)から(6)までに掲げるものに該当するものに限る。）の取得

五・六（略）

七 保険業法施行規則第四十七条第八号に掲げる方法のうち、信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託（運用方法を特定するものにあつては、第三条第一項第四号ニ(1)及び(2)に掲げる方法により運用するものに限る。）

八 保険業法施行規則第四十七条第九号に掲げる方法のうち、特定有価証券関連デリバティブ取引

九 保険業法施行規則第四十七条第十号又は第十一号に掲げる方法のうち、第三条第一項第九号イ及びハに掲げるもの

十 保険業法施行規則第四十七条第十二号に掲げる方法（第三条第

令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第四十七条第一号に掲げる方法のうち、第三条第一項第一号イからトまでに掲げる有価証券の取得（発行者からの購入については、同号イ、ロ、ハ（勤労者財産形成促進法施行令第四十条第二号に規定する雇用・能力開発債券等に限る。）及びへに掲げる有価証券を購入する場合に限る。）

二・三（略）

四 保険業法施行規則第四十七条第三号の二に掲げる方法のうち、保険業法第九十八条第六項各号に掲げるもの（同項第七号に掲げるものにあつては、第三条第一項第一号ト(2)から(6)までに掲げるものに該当するものに限る。）の取得

五・六（略）

七 保険業法施行規則第四十七条第八号に掲げる方法のうち、信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託（運用方法を特定するものにあつては、第三条第一項第六号ニ(1)及び(2)に掲げる方法により運用するものに限る。）

八 保険業法施行規則第四十七条第九号に掲げる方法のうち、特定有価証券店頭デリバティブ取引又は特定有価証券オプション取引

九 保険業法施行規則第四十七条第十号又は第十一号に掲げる方法のうち、第三条第一項第十一号ロに掲げるもの

十 保険業法施行規則第四十七条第十二号に掲げる方法（第三条第

一項第九号ロに掲げるものに限る。） 2 (略)	一項第十一号イに掲げるものに限る。） 2 (略)
第二十八条 (略) 2 (略) 3 第一項第二十一号に規定する不祥事件とは、郵便保険会社若しくはその子会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき者、監査役若しくは従業員（以下この項において「郵便保険会社等の役員」という。）又は郵便保険会社を所属保険会社とする生命保険募集人、その役員若しくは従業員（郵便保険会社等の役員を除く。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。 一・二 (略) 三 保険業法第三百条の規定若しくは同法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第三十九条（第三項ただし書及び第五項を除く。）の規定に違反する行為又は保険業法第三百七条第一項第三号に該当する行為 四〇六 (略) 4〇6 (略)	第二十八条 (略) 2 (略) 3 第一項第二十一号に規定する不祥事件とは、郵便保険会社若しくはその子会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき者、監査役若しくは従業員（以下この項において「郵便保険会社等の役員」という。）又は郵便保険会社を所属保険会社とする生命保険募集人、その役員若しくは従業員（郵便保険会社等の役員を除く。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。 一・二 (略) 三 保険業法第三百条の規定に違反する行為又は同法第三百七条第一項第三号に該当する行為 四〇六 (略) 4〇6 (略)